

新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第二章 所得税法の特例</p> <p> 第二節 不動産所得及び事業所得</p> <p> 第一款 税額控除及び減価償却の特例</p> <p> <u>第11条の2</u> ((被災代替資産等の特別償却)関係)</p> <p> <u>第11条の3</u> ((特定事業継続力強化設備等の特別償却)関係)</p> <p> 第13条 ((障害者を雇用する場合の<u>特定機械装置</u>の割増償却)関係)</p> <p> 第二款 準備金</p> <p> <u>第20条</u> ((特定災害防止準備金)関係)</p> <p> <u>第21条</u> ((特定船舶に係る特別修繕準備金)関係)</p> <p> 第六節 その他の特例</p> <p> <u>第41条の4の3</u> ((国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例)関係)</p> <p> <u>第41条の17</u> ((特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)関係)</p> <p>第10条の2から第15条まで ((特別税額控除及び減価償却の特例)共通関係)</p> <p>(特別償却等の適用を受けたものの意義)</p> <p>10の2～15共-1 減価償却資産について措置法第10条の2第1項、第10条の3第1項、第10条の4第1項、第10条の4の2第1項、第10条の5の2第1項、第10条の5の3第1項、<u>第10条の5の4の2第1項</u>又は第11条から第15条までの規定による特別償却額又は割増償却額を必要経費に算入していない場合であっても、その年分の確定申告書にその</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第二章 所得税法の特例</p> <p> 第二節 不動産所得及び事業所得</p> <p> 第一款 税額控除及び減価償却の特例</p> <p> <u>第10条の5</u> ((地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除)関係)</p> <p> <u>第10条の5の5</u> ((革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)関係)</p> <p> <u>第11条の2</u> ((耐震基準適合建物等の特別償却)関係)</p> <p> <u>第11条の3</u> ((被災代替資産等の特別償却)関係)</p> <p> <u>第11条の4</u> ((特定事業継続力強化設備等の特別償却)関係)</p> <p> 第13条 ((障害者を雇用する場合の機械等の割増償却)関係)</p> <p> <u>第13条の3</u> ((企業主導型保育施設用資産の割増償却)関係)</p> <p> 第二款 準備金</p> <p> <u>第20条</u> ((金属鉱業等鉱害防止準備金)関係)</p> <p> <u>第20条の3</u> ((特定船舶に係る特別修繕準備金)関係)</p> <p> 第六節 その他の特例</p> <p> <u>第41条の17の2</u> ((特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)関係)</p> <p>第10条の2から第15条まで ((特別税額控除及び減価償却の特例)共通関係)</p> <p>(特別償却等の適用を受けたものの意義)</p> <p>10の2～15共-1 減価償却資産について措置法第10条の2第1項、第10条の3第1項、第10条の4第1項、第10条の4の2第1項、第10条の5の2第1項、第10条の5の3第1項、<u>第10条の5の5第1項</u>又は第11条から第15条までの規定による特別償却額又は割増償却額を必要経費に算入していない場合であっても、その年分の確定申告書にその特別</p>

特別償却額又は割増償却額の繰越しに関する記載、明細書の添付等があるときは、その減価償却資産についてこれらの規定の適用を受けたものに該当することに留意する。

(償却不足額の繰越しをする場合の償却限度額の計算)

10の2～15共-2 措置法第10条の2第1項、第10条の3第1項、第10条の4第1項、第10条の4の2第1項、第10条の5の2第1項、第10条の5の3第1項、第10条の5の4の2第1項又は第11条から第15条までの規定による特別償却額又は割増償却額の償却不足額の繰越しをする減価償却資産につき、そのよるべき償却の方法として旧定率法、定率法又は取替法を採用している場合の償却不足額を生じた年の翌年分の当該減価償却資産の償却限度額の計算の基礎となる普通償却額は、その償却不足額が既に償却されたものとみなして旧定率法、定率法又は取替法により計算した場合の当該翌年分の普通償却額とする。

(廃止)

(廃止)

(廃止)

(廃止)

償却額又は割増償却額の繰越しに関する記載、明細書の添付等があるときは、その減価償却資産についてこれらの規定の適用を受けたものに該当することに留意する。

(償却不足額の繰越しをする場合の償却限度額の計算)

10の2～15共-2 措置法第10条の2第1項、第10条の3第1項、第10条の4第1項、第10条の4の2第1項、第10条の5の2第1項、第10条の5の3第1項、第10条の5の5第1項又は第11条から第15条までの規定による特別償却額又は割増償却額の償却不足額の繰越しをする減価償却資産につき、そのよるべき償却の方法として旧定率法、定率法又は取替法を採用している場合の償却不足額を生じた年の翌年分の当該減価償却資産の償却限度額の計算の基礎となる普通償却額は、その償却不足額が既に償却されたものとみなして旧定率法、定率法又は取替法により計算した場合の当該翌年分の普通償却額とする。

第10条の5 ((地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除)関係)

10の5-1 削除

(他の者から支払を受ける金額の範囲)

10の5-2 措置法第10条の5第3項第11号の規定の適用上、給与等の支給額から控除する「他の者(当該個人が非居住者である場合の所得税法第161条第1項第1号に規定する事業場等を含む。)から支払を受ける金額」には、例えば、次に掲げる金額が含まれる。

- (1) 雇用保険法施行規則第110条に規定する特定就職困難者コース助成金、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第6条の2に規定する特定求職者雇用開発助成金など、労働者の雇入れ人数に応じて国等から支給を受けた助成金の額
- (2) 使用人が他の法人等に出向した場合において、その出向した使用人(以下この項において「出向者」という。)に対する給与を出向元個人(出向者を出向させている個人をいう。以下この項において同じ。)が支給することとしているときに、出向元個人が出向先法人等(出向者の出向を受けている法人等をいう。以下この項において同じ。)から支払を受けた給与負担金の額(出向先法人等の負担すべき給与に相当する金額に限る。)

第10条の5の5 ((革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)関係)

(廃 止)

(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受けた場合の特定ソフトウェア等の取得価額要件の判定)

10の5の5-1 措置法令第5条の6の5第2項に規定する特定ソフトウェア並びに当該特定ソフトウェアとともに取得又は製作をする機械及び装置並びに器具及び備品（以下この項において「特定ソフトウェア等」という。）の取得価額の合計額が5,000万円以上であるかどうかを判定する場合において、その特定ソフトウェア等が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

(廃 止)

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

10の5の5-2 措置法第10条の5の5第1項に規定する認定革新的データ産業活用事業者（以下第10条の5の5関係において「認定革新的データ産業活用事業者」という。）が、その取得又は製作をした革新的情報産業活用設備（措置法第10条の5の5第1項に規定する革新的情報産業活用設備をいう。以下第10条の5の5関係において同じ。）を自己の下請業者に貸与した場合において、当該革新的情報産業活用設備が専ら当該認定革新的データ産業活用事業者のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該革新的情報産業活用設備は当該認定革新的データ産業活用事業者の営む事業の用に供したものとして取り扱う。

(廃 止)

(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受ける場合の取得価額)

10の5の5-3 措置法第10条の5の5第3項に規定する税額控除限度額（以下第10条の5の5関係において「税額控除限度額」という。）を計算する場合において、認定革新的データ産業活用事業者が取得又は製作をした革新的情報産業活用設備が、法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるものであるときは、当該革新的情報産業活用設備の取得価額は、令第90条各号の規定により計算した金額による。

(注) 革新的情報産業活用設備を事業の用に供した日の属する年（以下第10条の5の5関係において「供用年」という。）において、当該革新的情報産業活用設備を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合で、個人が、税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を令第126条第1項各号に掲げる金額により申告したときは、供用年の翌年以後の各年分において法第42条第1項の規定を適用することはできないことに留意する。

(廃止)

(廃止)

(廃止)

第11条の2 ((被災代替資産等の特別償却)関係)

(同一の用途の判定)

11の2-1 措置法令第6条第2項各号に規定する「その用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される」ものであるかどうかは、その資産の種類に応じ、おおむね次に掲げる区分により判定する。

- (1) 建物(その附属設備を含む。以下第11条の2関係において同じ。)にあっては、住宅の用、店舗又は事務所の用、工場の用、倉庫の用、その他の用の区分
- (2) 構築物にあっては、発電用又は送配電用、電気通信事業用、放送用又は無線通信用、農林業用、広告用、競技場用、運動場用、遊園地用又は学校用、緑化施設及び庭園、舗装道路及び舗装路面、その他の区分
- (3) 機械及び装置にあっては、耐用年数通達付表10((機械及び装置の耐用年数表(旧別表第2)))に掲げる設備の種類区分

(注) 措置法令第6条第2項第1号に規定する被災建物(以下第11条の2関係において「被災建物」という。)又は当該被災建物に代わるものとして取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下第11条の2関係において同じ。)をした建物(以下第11条の2関係において「被災代替建物」という。)が2以上の用途に併用されている場合において、被災代替建物が被災建物と同一の用途に供されるものであるかどうかは、各々の用途に区分して判定するのであるが、個人が主たる用途により判定しているときは、これを認めて差し支えない。

また、被災建物が用途の異なる2以上の建物である場合において、一の被災代替建物が2以上の用途に併用される建物であるとき、又は一の被災建物が2以上

(革新的情報産業活用設備の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

10の5の5-4 措置法第10条の5の5第3項の規定の適用を受けた革新的情報産業活用設備の対価の額について、供用年の翌年以後の年において値引きがあった場合には、供用年に遡って当該値引きのあった革新的情報産業活用設備に係る税額控除限度額の修正を行うものとする。

第11条の2 ((耐震基準適合建物等の特別償却)関係)

(被相続人に係る償却不足額の取扱い及び償却不足額の処理についての留意事項)

11の2-1 11-2及び11-3の取扱いは、措置法第11条の2第2項の規定を適用する場合について準用する。

第11条の3 ((被災代替資産等の特別償却)関係)

(同一の用途の判定)

11の3-1 措置法令第6条の2第2項各号に規定する「その用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される」ものであるかどうかは、その資産の種類に応じ、おおむね次に掲げる区分により判定する。

- (1) 建物(その附属設備を含む。以下第11条の3関係において同じ。)にあっては、住宅の用、店舗又は事務所の用、工場の用、倉庫の用、その他の用の区分
- (2) 構築物にあっては、発電用又は送配電用、電気通信事業用、放送用又は無線通信用、農林業用、広告用、競技場用、運動場用、遊園地用又は学校用、緑化施設及び庭園、舗装道路及び舗装路面、その他の区分
- (3) 機械及び装置にあっては、耐用年数通達付表10((機械及び装置の耐用年数表(旧別表第2)))に掲げる設備の種類区分

(注) 措置法令第6条の2第2項第1号に規定する被災建物(以下第11条の3関係において「被災建物」という。)又は当該被災建物に代わるものとして取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下第11条の3関係において同じ。)をした建物(以下第11条の3関係において「被災代替建物」という。)が2以上の用途に併用されている場合において、被災代替建物が被災建物と同一の用途に供されるものであるかどうかは、各々の用途に区分して判定するのであるが、個人が主たる用途により判定しているときは、これを認めて差し支えない。

また、被災建物が用途の異なる2以上の建物である場合において、一の被災代替建物が2以上の用途に併用される建物であるとき、又は一の被災建物が2以上

の用途に併用されている場合において、被災代替建物が用途の異なる2以上の建物であるときも、同様とする。

(床面積の意義)

11の2-2 措置法令第6条の2第2項第1号に規定する床面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号(面積、高さ等の算定方法)に規定する床面積によるものとする。

(2以上の被災代替建物を取得した場合の適用)

11の2-3 個人が、一の被災建物に代わるものとして事業の用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される2以上の被災代替建物の取得等をして事業の用に供する場合において、当該2以上の被災代替建物の床面積の合計面積が当該被災建物の床面積の1.5倍を超えるときは、当該2以上の被災代替建物の床面積のうちいずれを当該被災建物の床面積の1.5倍に相当する部分とするかは、個人の計算によるものとする。

(注) 個人が、2以上の年にわたって被災代替建物の取得等をして事業の用に供する場合において、最初に措置法第11条の2第1項の規定の適用を受ける年分の同項の規定の適用を受ける当該被災代替建物の床面積が被災建物の床面積の1.5倍に満たないときは、その満たない床面積に相当する部分は、翌年以後に取得等をして事業の用に供する被災代替建物に充てることができることに留意する。

(おおむね同程度以下の構築物の意義)

11の2-4 措置法令第6条第2項第2号に規定する「おおむね同程度以下のもの」とは、個人が取得等をした構築物の規模が同号に規定する被災構築物の規模のおおむね1.3倍程度以下のものをいうものとする。

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

11の2-5 個人が、その取得等をした機械及び装置を自己の下請業者に貸与した場合において、当該機械及び装置が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該機械及び装置は当該個人の営む事業の用に供したものとして措置法第11条の2の規定を適用する。

(建物等と一体的に事業の用に供される附属施設)

11の2-6 措置法第11条の2第1項に規定する「建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設」とは、特定非常災害(同項に規定する特定非常災害をいう。)に基因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物又は構築物と機能的及び地理

の用途に併用されている場合において、被災代替建物が用途の異なる2以上の建物であるときも、同様とする。

(床面積の意義)

11の3-2 措置法令第6条の2第2項第1号に規定する床面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号(面積、高さ等の算定方法)に規定する床面積によるものとする。

(2以上の被災代替建物を取得した場合の適用)

11の3-3 個人が、一の被災建物に代わるものとして事業の用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される2以上の被災代替建物の取得等をして事業の用に供する場合において、当該2以上の被災代替建物の床面積の合計面積が当該被災建物の床面積の1.5倍を超えるときは、当該2以上の被災代替建物の床面積のうちいずれを当該被災建物の床面積の1.5倍に相当する部分とするかは、個人の計算によるものとする。

(注) 個人が、2以上の年にわたって被災代替建物の取得等をして事業の用に供する場合において、最初に措置法第11条の3第1項の規定の適用を受ける年分の同項の規定の適用を受ける当該被災代替建物の床面積が被災建物の床面積の1.5倍に満たないときは、その満たない床面積に相当する部分は、翌年以後に取得等をして事業の用に供する被災代替建物に充てることができることに留意する。

(おおむね同程度以下の構築物の意義)

11の3-4 措置法令第6条の2第2項第2号に規定する「おおむね同程度以下のもの」とは、個人が取得等をした構築物の規模が同号に規定する被災構築物の規模のおおむね1.3倍程度以下のものをいうものとする。

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

11の3-5 個人が、その取得等をした機械及び装置を自己の下請業者に貸与した場合において、当該機械及び装置が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該機械及び装置は当該個人の営む事業の用に供したものとして措置法第11条の3の規定を適用する。

(建物等と一体的に事業の用に供される附属施設)

11の3-6 措置法第11条の3第1項に規定する「建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設」とは、特定非常災害(同項に規定する特定非常災害をいう。)に基因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物又は構築物と機能的及び地理

的な一体性を有して事業の用に供される施設をいうのであるから、例えば、滅失をした工場の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類する施設又は滅失をした建物に隣接する駐車場等の施設がこれに該当する。

(注) 措置法第11条の2第1項に規定する附属施設は、当該特定非常災害に基因して事業又は居住の用に供することができなくなったものであるかどうかは問わないことに留意する。

(付随区域)

11の2-7 措置法第11条の2第1項に規定する「被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地」とは、当該被災区域である土地と一団をなす土地で当該被災区域である土地の使用に伴って一体的に使用されるものをいうのであるから、例えば、建物を建築する場合において、当該被災区域である土地とともにその建物の敷地の用に供される土地がこれに該当する。

(中小事業者であるかどうかの判定の時期)

11の2-8 個人が、措置法第11条の2第1項に規定する中小事業者に該当する個人であるかどうかは、同項に規定する被災代替資産等の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

(被相続人に係る償却不足額の取扱い及び償却不足額の処理についての留意事項)

11の2-9 11-2及び11-3の取扱いは、措置法第11条の2第2項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、これらの取扱い中「が、その死亡した日の属する年分の所得税につき青色申告書を提出する者であるときに限り、」及び「は、同項の規定の適用を受けようとする年分について青色申告書を提出する者であり、かつ、」とあるのは「は、」と読み替えるものとする。

第11条の3((特定事業継続力強化設備等の特別償却)関係)

(特定中小事業者であるかどうかの判定の時期)

11の3-1 個人が措置法第11条の3第1項に規定する特定中小事業者に該当するかどうかは、同項に規定する特定事業継続力強化設備等(以下第11条の3関係において「特定事業継続力強化設備等」という。)の取得又は製作若しくは建設をした日及び事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

(被相続人に係る償却不足額の取扱い及び償却不足額の処理についての留意事項)

的な一体性を有して事業の用に供される施設をいうのであるから、例えば、滅失をした工場の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類する施設又は滅失をした建物に隣接する駐車場等の施設がこれに該当する。

(注) 措置法第11条の3第1項に規定する附属施設は、当該特定非常災害に基因して事業又は居住の用に供することができなくなったものであるかどうかは問わないことに留意する。

(付随区域)

11の3-7 措置法第11条の3第1項に規定する「被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地」とは、当該被災区域である土地と一団をなす土地で当該被災区域である土地の使用に伴って一体的に使用されるものをいうのであるから、例えば、建物を建築する場合において、当該被災区域である土地とともにその建物の敷地の用に供される土地がこれに該当する。

(中小事業者であるかどうかの判定の時期)

11の3-8 個人が、措置法第11条の3第1項に規定する中小事業者に該当する個人であるかどうかは、同項に規定する被災代替資産等の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

(被相続人に係る償却不足額の取扱い及び償却不足額の処理についての留意事項)

11の3-9 11-2及び11-3の取扱いは、措置法第11条の3第2項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、これらの取扱い中「が、その死亡した日の属する年分の所得税につき青色申告書を提出する者であるときに限り、」及び「は、同項の規定の適用を受けようとする年分について青色申告書を提出する者であり、かつ、」とあるのは「は、」と読み替えるものとする。

第11条の4((特定事業継続力強化設備等の特別償却)関係)

(特定中小事業者であるかどうかの判定の時期)

11の4-1 個人が措置法第11条の4第1項に規定する特定中小事業者に該当するかどうかは、同項に規定する特定事業継続力強化設備等(以下第11条の4関係において「特定事業継続力強化設備等」という。)の取得又は製作若しくは建設をした日及び事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

(被相続人に係る償却不足額の取扱い及び償却不足額の処理についての留意事項)

11の3-2 11-2及び11-3の取扱いは、措置法第11条の3第2項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、これらの取扱い中「青色申告書を提出する者」とあるのは「措置法第11条の3第1項に規定する特定中小事業者」と読み替えるものとする。

(取得価額の判定単位)

11の3-3 措置法令第6条の2に規定する機械及び装置又は器具及び備品の1台又は1基の取得価額が100万円以上又は30万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

(国庫補助金等をもって取得等した特定事業継続力強化設備等の取得価額)

11の3-4 措置法令第6条の2に規定する機械及び装置、器具及び備品又は建物附属設備の取得価額が100万円以上、30万円以上又は60万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、器具及び備品又は建物附属設備が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

第13条((障害者を雇用する場合の**特定機械装置**の割増償却)関係)

13-3 削 除

(相続により**特定機械装置**を承継した者に対する取扱い)

13-6 措置法第13条第1項に規定する特定機械装置(以下第13条関係において「特定機械装置」という。)を相続(包括遺贈を含む。以下15-2までにおいて同じ。)により取得した者の**同条第1項**の規定の適用については、当該相続により取得した者が、同項に規定する事業を当該相続により承継した者であり、かつ、当該相続の開始があった日の属する年分の所得税につき青色申告書を提出できる者である場合には、当該相続により取得した者が当該**特定機械装置**を引き続き有していたものとみなし、同項の規定に基づき、当該相続の日の属する年分以後の各年分の償却費の額を計算することができるものとする。

11の4-2 11-2及び11-3の取扱いは、措置法第11条の4第2項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、これらの取扱い中「青色申告書を提出する者」とあるのは「措置法第11条の4第1項に規定する特定中小事業者」と読み替えるものとする。

(取得価額の判定単位)

11の4-3 措置法令第6条の2の2に規定する機械及び装置又は器具及び備品の1台又は1基の取得価額が100万円以上又は30万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

(国庫補助金等をもって取得等した特定事業継続力強化設備等の取得価額)

11の4-4 措置法令第6条の2の2に規定する機械及び装置、器具及び備品又は建物附属設備の取得価額が100万円以上、30万円以上又は60万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、器具及び備品又は建物附属設備が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

第13条((障害者を雇用する場合の**機械等**の割増償却)関係)

(工場用の建物及びその附属設備の意義等)

13-3 12-8及び12-9の取扱いは、措置法第13条第1項に規定する工場用の建物及びその附属設備について準用する。

(相続により**障害者使用機械等**を承継した者に対する取扱い)

13-6 障害者使用機械等を相続(包括遺贈を含む。以下15-2までにおいて同じ。)により取得した者の**措置法第13条第1項**の規定の適用については、当該相続により取得した者が、同項に規定する事業を当該相続により承継した者であり、かつ、当該相続の開始があった日の属する年分の所得税につき青色申告書を提出できる者である場合には、当該相続により取得した者が当該**障害者使用機械等**を引き続き有していたものとみなし、同項の規定に基づき、当該相続の日の属する年分以後の各年分の償却費の額を計算することができるものとする。

とする。

この場合において、当該相続の日の属する年分の当該相続により取得した当該特定機械装置につき必要経費に算入すべき償却費の額の計算に当たっては、令第132条第1項第1号((年の途中で業務の用に供した減価償却資産等の償却費の特例))の規定に準じて計算する。

また、被相続人の当該特定機械装置に係る償却費の額の計算につき措置法第13条第2項の規定による償却不足額があるときは、同項の規定に準じて償却費の額を計算する。

(償却不足額の処理についての留意事項)

13-7 措置法第13条第2項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分について青色申告書を提出する者であり、かつ、同条第1項の規定の適用を受けた特定機械装置を引き続きその営む事業の用に供している場合に限り適用があることに留意する。

(廃止)

(廃止)

(廃止)

(廃止)

(廃止)

この場合において、当該相続の日の属する年分の当該相続により取得した当該障害者使用機械等につき必要経費に算入すべき償却費の額の計算に当たっては、令第132条第1項第1号((年の途中で業務の用に供した減価償却資産等の償却費の特例))の規定に準じて計算する。

また、被相続人の当該障害者使用機械等に係る償却費の額の計算につき措置法第13条第2項の規定による償却不足額があるときは、同項の規定に準じて償却費の額を計算する。

(償却不足額の処理についての留意事項)

13-7 措置法第13条第2項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分について青色申告書を提出する者であり、かつ、同条第1項の規定の適用を受けた障害者使用機械等を引き続きその営む事業の用に供している場合に限り適用があることに留意する。

第13条の3(企業主導型保育施設用資産の割増償却)関係

(特別償却の対象となる建物の附属設備)

13の3-1 措置法第13条の3第1項に規定する建物の附属設備は、当該建物とともに取得又は建設をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。

(相続により企業主導型保育施設用資産を承継した者に対する取扱い及び償却不足額の処理についての留意事項)

13の3-2 13-6及び13-7の取扱いは、措置法第13条の3第2項の規定を適用する場合について準用する。

第20条(金属鉱業等鉱害防止準備金)関係

(必要経費に算入されなかった金属鉱業等鉱害防止準備金がある場合)

20-1 個人が金属鉱業等鉱害防止準備金を積み立てている特定施設(措置法第20条第1項に規定する特定施設をいう。)について、既に積み立てた金属鉱業等鉱害防止準備金のうちに必要経費に算入されなかった部分の金額がある場合においても、同条第2項に規定する「鉱害防止事業を実施する場合において、同法第9条の規定により当該特定施設に係る鉱害防止積立金の取戻しをしたとき」の同項の規定により総収入金額に算入する金額は、必要経費の算入により積み立てられた金属鉱業等鉱害防止準備金の金額のうち同項に規定する取戻しをした鉱害防止積立金の額に達するまでの金額であることに留意する。

第20条((特定災害防止準備金)関係

(新 設)

(必要経費に算入されなかった特定災害防止準備金がある場合)

20-1 個人が特定災害防止準備金を積み立てている特定廃棄物最終処分場(措置法第20条第1項に規定する特定廃棄物最終処分場をいう。)について、既に積み立てた特定災害防止準備金のうちに必要経費に算入されなかった部分の金額がある場合においても、同条第2項に規定する「維持管理を行う場合において、同項の規定により当該特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の取戻しをしたとき」の同条第2項の規定により総収入金額に算入する金額は、必要経費の算入により積み立てられた特定災害防止準備金の金額のうち同項に規定する取戻しをした維持管理積立金の額に達するまでの金額であることに留意する。

(新 設)

第21条((特定船舶に係る特別修繕準備金)関係

第20条の3((特定船舶に係る特別修繕準備金)関係

(特定船舶を賃借している場合の特別修繕準備金勘定の積立て)

(特定船舶を賃借している場合の特別修繕準備金勘定の積立て)

21-1 措置法第21条第1項に規定する事業の用に供する特定船舶には、賃借している特定船舶に係る特別の修繕のために要する費用を負担する契約をしている場合における当該特定船舶が含まれることに留意する。

20の3-1 措置法第20条の3第1項に規定する事業の用に供する特定船舶には、賃借している特定船舶に係る特別の修繕のために要する費用を負担する契約をしている場合における当該特定船舶が含まれることに留意する。

(船舶の定期検査のための修繕)

(船舶の定期検査のための修繕)

21-2 船舶につき船舶安全法による定期検査を受けるために修繕を行った場合においても、当該修繕のうちに明らかに定期検査と関係のないものがあるときは、当該定期検査と関係のない修繕は措置法第21条第1項に規定する特別の修繕に該当しないことに留意する。

20の3-2 船舶につき船舶安全法による定期検査を受けるために修繕を行った場合においても、当該修繕のうちに明らかに定期検査と関係のないものがあるときは、当該定期検査と関係のない修繕は措置法第20条の3第1項に規定する特別の修繕に該当しないことに留意する。

(特別修繕完了の日)

(特別修繕完了の日)

21-3 措置法第21条第5項及び措置法令第13条第1項、第3項又は第10項の特別の修繕が完了した日とは、定期検査の行われた船舶についての新たな船舶検査証書の交付の日をいう。

20の3-3 措置法第20条の3第5項及び措置法令第13条第1項、第3項又は第10項の特別の修繕が完了した日とは、定期検査の行われた船舶についての新たな船舶検査証書の交付の日をいう。

(準備金設定特定船舶を賃貸した場合の取崩し)

(準備金設定特定船舶を賃貸した場合の取崩し)

21-4 特別修繕準備金を設けている特定船舶を賃貸した場合において、その契約により賃借人が当該特定船舶の特別の修繕のために要する費用を負担することを定めているときは、準備金設定特定船舶について特別の修繕を行わないこととなったものとして、措

20の3-4 特別修繕準備金を設けている特定船舶を賃貸した場合において、その契約により賃借人が当該特定船舶の特別の修繕のために要する費用を負担することを定めているときは、準備金設定特定船舶について特別の修繕を行わないこととなったものとして、措

措置法第21条第5項第2号の規定により当該特定船舶に係る特別修繕準備金勘定の金額を取り崩すものとする。

措置法第20条の3第5項第2号の規定により当該特定船舶に係る特別修繕準備金勘定の金額を取り崩すものとする。

第41条の3の3((所得金額調整控除))関係

第41条の3の3((所得金額調整控除))関係

(給与所得者の特定支出の控除の特例の適用を受ける場合)

41の3の3-3 措置法第41条の3の3第2項の規定による所得金額調整控除については、その年分の同条第4項第5号に掲げる給与所得控除後の給与等の金額及び同項第6号に掲げる公的年金等に係る雑所得の金額がある居住者に対し適用があるのであるから、法第57条の2第1項((給与所得者の特定支出の控除の特例))の規定による特定支出の控除を受けた者であっても、措置法第41条の3の3第2項の規定による所得金額調整控除の適用があることに留意する。

(新 設)

第41条の4の3((国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例))関係

(共通必要経費の額の配分)

41の4の3-1 個人が措置法第41条の4の3第1項に規定する国外中古建物を有する場合におけるその年分の不動産所得の金額の計算においては、措置法令第26条の6の3第3項各号に定めるところにより行うのであるが、同項第3号に規定する共通必要経費の額(以下この項において「共通必要経費の額」という。)は、個々の費目ごとに措置法規則第18条の24の2第3項に規定する合理的と認められる基準により配分することに留意する。

(新 設)

ただし、当該個人が継続して次に掲げるいずれかの方法により全ての同一資産共通必要経費の額(共通必要経費の額のうち、同一の2以上の資産(措置法令第26条の6の3第3項第3号に規定する2以上の資産をいう。以下この項において同じ。)についての貸付けに要した費用の額の合計額をいう。以下この項において同じ。)を配分している場合には、これを認めて差し支えないものとする。

(1) 同一資産共通必要経費の額に、イに掲げる金額のうちにロに掲げる金額の占める割合を乗じて配分する方法

イ 当該個人のその年分における当該2以上の資産の貸付けによる不動産所得に係る総収入金額の合計額

ロ 当該個人の当該2以上の資産のうちそれぞれの資産の貸付けによる不動産所得に係る総収入金額

(2) 同一資産共通必要経費の額に、イに掲げる金額のうちにロに掲げる金額の占める割合を乗じて配分する方法

- イ 当該個人のその年分の当該2以上の資産の取得価額（その資産の業務の用に供した部分に相当する金額に限る。ロにおいて同じ。）の合計額
- ロ 当該個人の当該2以上の資産のうちそれぞれの資産の取得価額

第41条の17（（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）関係

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例を適用した場合の効果）

41の17-1 法第73条第1項の規定の適用に当たって、その者の選択により措置法第41条の17第1項の規定を適用したところにより確定申告書を提出した場合には、その後においてその者が更正の請求をし、又は修正申告書を提出するときにおいても、当該選択をし適用した同項の規定を適用することに留意する。

（注） 法第73条第1項の規定の適用に当たって、措置法第41条の17第1項の規定を適用しなかった場合においても同様である。

第41条の19の4（（認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除）関係

（税額控除等の順序）

41の19の4-4 税額控除等は、次に掲げる順序により行うものとする。

- (1) 措置法第25条第1項の規定による肉用牛の売却による農業所得の免税
- (2) 法第92条の規定による配当控除
- (3) 措置法第10条の規定による試験研究を行った場合の所得税額の特別控除
- (4) 措置法第10条の2の規定による高度省エネルギー増進設備等を取付した場合の所得税額の特別控除
- (5) 措置法第10条の3の規定による中小事業者が機械等を取付した場合の所得税額の特別控除
- (6) 措置法第10条の4の規定による地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取付した場合の所得税額の特別控除
- (7) 措置法第10条の4の2の規定による地方活力向上地域等において特定建物等を取付した場合の所得税額の特別控除
- (8) 措置法第10条の5の2の規定による特定中小事業者が経営改善設備を取付した場合の所得税額の特別控除
- (9) 措置法第10条の5の3の規定による特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取付した場合の所得税額の特別控除

第41条の17の2（（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）関係

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例を適用した場合の効果）

41の17の2-1 法第73条第1項の規定の適用に当たって、その者の選択により措置法第41条の17の2第1項の規定を適用したところにより確定申告書を提出した場合には、その後においてその者が更正の請求をし、又は修正申告書を提出するときにおいても、当該選択をし適用した同項の規定を適用することに留意する。

（注） 法第73条第1項の規定の適用に当たって、措置法第41条の17の2第1項の規定を適用しなかった場合においても同様である。

第41条の19の4（（認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除）関係

（税額控除等の順序）

41の19の4-4 税額控除等は、次に掲げる順序により行うものとする。

- (1) 措置法第25条第1項の規定による肉用牛の売却による農業所得の免税
- (2) 法第92条の規定による配当控除
- (3) 措置法第10条の規定による試験研究を行った場合の所得税額の特別控除
- (4) 措置法第10条の2の規定による高度省エネルギー増進設備等を取付した場合の所得税額の特別控除
- (5) 措置法第10条の3の規定による中小事業者が機械等を取付した場合の所得税額の特別控除
- (6) 措置法第10条の4の規定による地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取付した場合の所得税額の特別控除
- (7) 措置法第10条の4の2の規定による地方活力向上地域等において特定建物等を取付した場合の所得税額の特別控除
- (8) 措置法第10条の5の規定による地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除
- (9) 措置法第10条の5の2の規定による特定中小事業者が経営改善設備を取付した場合の所得税額の特別控除
- (10) 措置法第10条の5の3の規定による特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取付した場合の所得税額の特別控除

10 措置法第10条の5の4の規定による給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の所得税額の特別控除

11 措置法第41条の規定による住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（措置法第41条の3の2の規定による特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例を含む。）

12 措置法第41条の18の3の規定による公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除

13 措置法第41条の18の2の規定による認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除

14 措置法第41条の18の規定による政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除

15 措置法第41条の19の2の規定による既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除

16 措置法第41条の19の3の規定による既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除

17 措置法第41条の19の4の規定による認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除

18 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条の規定による所得税の額の軽減又は免除

19 法第93条及び第165条の5の3の規定による分配時調整外国税相当額控除

20 法第95条及び第165条の6の規定による外国税額控除

11 措置法第10条の5の4の規定による給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の所得税額の特別控除

12 措置法第10条の5の5の規定による革新的情報産業活用設備を取得した場合の所得税額の特別控除

13 措置法第41条の規定による住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（措置法第41条の3の2の規定による特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例を含む。）

14 措置法第41条の18の3の規定による公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除

15 措置法第41条の18の2の規定による認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除

16 措置法第41条の18の規定による政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除

17 措置法第41条の19の2の規定による既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除

18 措置法第41条の19の3の規定による既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除

19 措置法第41条の19の4の規定による認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除

20 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条の規定による所得税の額の軽減又は免除

21 法第93条及び第165条の5の3の規定による分配時調整外国税相当額控除

22 法第95条及び第165条の6の規定による外国税額控除

(新 設)

附 則

(経過措置)

この法令解釈通達による改正後の「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」は、所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第121号）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年財務省令第21号）（以下「改正法等」という。）による改正後の租税特別措置法、租税特別措置法施行令及び租税特別措置法施行規則の規定を適用する場合について適用し、改正法等による改正前の租税特別措置法、租税特別措置法施行令及び租税特別措置法施行規則（改正法等の附則により読み替えて適用される改正前の租税特別措置法、租税特別措置法施行令及び租税特別措置法施行規則を含む。）の規定を適用する場合について

は、なお従前の例による。